

## 参考資料 7

### 水源の監視及び水質異常時の対応関係通知（抜粋）

- 「水道水質管理計画の策定について」（平成 4 年 12 月 21 日衛水第 269 号各都道府県知事あて厚生省生活衛生局水道環境部長通知）
- 「水道水質管理計画の策定に当たっての留意事項について」（平成 4 年 12 月 21 日衛水第 270 号各都道府県水道行政担当部（局）長あて厚生省生活衛生局水道環境部水道整備課長通知）
- 「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について」（平成 15 年 10 月 10 日健水発大 1010001 号各都道府県・政令市・特別区水道行政担当部（局）長あて厚生労働省健康局水道課長通知）（抜粋）



## 水道水質管理計画の策定について

(平成4年12月21日)

(衛水第269号)

(平成16年改正)

(各都道府県知事あて厚生省生活衛生局水道環境部長通知)

水道水質に関する基準については、本職通知「水道水質に関する基準の制定について」（平成四年一二月二一日付衛水第二六四号）により指示したところであるが、基準の見直しに伴う項目の増加・多様化、検査技術の高度化に対応して、管下水道事業者等が適正かつ計画的に水質検査を実施するとともに、体系的・組織的に水質管理目標設定項目等に係る水質の測定（以下「水質監視」という。）を行う必要がある。このため、左記事項に留意の上、管下水道事業者等と十分調整の上、標記計画を策定し、関係者に周知されるようお願いする。

記

- 1 計画は、各都道府県全域を対象とし、計画策定期より一〇～一五年後程度を目標年次とすること。  
また、必要に応じて中間目標年次を設けること。
- 2 計画は、基本方針、水質検査に関する事項、水質監視に関する事項及びその他の事項について定めるものとすること。なお、その他の事項には、連絡調整体制に関する事項、検査担当者の技術向上に関する事項及びこれらに関連する事項が含まれるものであること。
- 3 水質検査に係る計画には、水質検査の実施主体、水質検査施設の整備について明らかにすること。  
その際、水道法第二〇条の規定の趣旨に則り、水道事業者等が水質検査に必要な検査施設を設置するとの原則を踏まえ、水道事業者等と十分調整するとともに、広域的水道整備計画、各水道事業者等の事業計画等との整合にも留意すること。
- 4 水質監視に係る計画には、水質監視の実施地点、水質監視の実施主体について明らかにすること。  
その際、体系的・組織的に水質監視が実施されるよう、水道事業者等、関係水質検査機関及び関係行政機関等と十分調整すること。
- 5 計画は、計画内容に係る諸条件に変化があった場合等必要に応じて適宜見直すものとすること。

## 水道水質管理計画の策定に当たっての留意事項について

(平成4年12月21日)

(衛水第270号)

(最終改正平成24年3月5日)

(各都道府県水道行政担当部（局）長あて厚生省生活衛生局水道環境部水道整備課長通知)

標記計画の策定については、別途平成4年12月21日付衛水第269号厚生省生活衛生局水道環境部長通知により指示されたところであるが、なお、左記事項に留意の上、別添作成要領により水道水質管理計画（以下「計画」という。）を速やかに策定されるようよろしくお願いする。

記

### 1 基本方針

水道事業者、水道用水供給事業者及び専用水道の設置者（以下「水道事業者等」という。）の水道水質に係る管理の状況を踏まえたうえで、水質検査及び水質監視に係る体制、検査施設の整備等についての基本方針を明らかにすること。

### 2 水質検査に関する事項

- (1) 水質検査に係る計画には、水道事業者等ごとに名称、検査の委託の状況及び今後の方針について記載すること。また、この際、各水道事業者等の水質検査計画との整合に留意すること。  
記載例を別表第1に示す。
- (2) 水質検査に係る計画の策定については、水道事業者等の現状を踏まえ、以下の事項に配慮すること。
  - ① 水道事業者等は、水質検査を行うために必要な検査施設を自ら設置しなければならないものであること。ただし、地方衛生研究所等の地方公共団体の機関又は厚生労働大臣の登録を受けた者に委託する場合はこの限りでないこと。
  - ② 小規模な水道事業者等で単独に検査施設を設置することが困難である等の事情があるものについては、数事業者等が共同して検査施設を設置する等の方法を講ずるものとすること。
  - ③ 水道事業者等が水質検査を委託する場合であっても水質管理への対応が不十分とならないよう、突発水質汚染時等における危機管理への適切な対応、工程管理のための検査等のきめ細かな水質管理の徹底等が行われる体制を整備する必要があること。

### 3 水質監視に関する事項

- (1) 水質監視に係る計画には、水質監視地点ごとに水源名、水質監視地点名及びその所在地、実施主体、頻度並びに水質監視実施項目について記載すること。  
記載例を別表第2に示す。  
なお、水質監視地点の概略図を添付すること。
- (2) 水質監視に係る計画の策定については、以下の事項に配慮すること。
  - ① 水質監視地点は、水道事業者等が大規模に取水している主要水系毎に必ず設定することとし、都府県にまたがる水系の水質監視を行う場合には、関係都府県間で計画についての調整を図ること。





